

栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業実施要領

第1 目的

市町長が行う定期予防接種の実施医療機関の範囲を県内全域とすることにより、定期予防接種対象者の利便性を増し、感染症予防の手段である予防接種率の向上を図ることを目的とする。

第2 対象者

- (1) 居住する市町以外の市町にかかりつけ医がいる者
- (2) やむを得ない事情により居住する市町で予防接種を受けることが困難な者

第3 対象予防接種

対象となる予防接種は、次のとおりとする。

(1) A類疾病に対する予防接種

- ① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風（DPT-IPV）予防接種
- ② ジフテリア、百日せき、破傷風（DPT）予防接種
- ③ ジフテリア、破傷風（DT）予防接種
- ④ 麻しん、風しん（MR）予防接種
- ⑤ 麻しん予防接種
- ⑥ 風しん予防接種
- ⑦ 日本脳炎予防接種
- ⑧ 結核（BCG）予防接種
- ⑨ 急性灰白髄炎（不活化ポリオ）予防接種
- ⑩ 子宮頸がん予防接種
- ⑪ H i b（インフルエンザ菌 b 型）予防接種
- ⑫ 小児用肺炎球菌予防接種
- ⑬ 水痘予防接種
- ⑭ B型肝炎予防接種
- ⑮ ロタウイルス予防接種

(2) B類疾病に対する予防接種

- ① インフルエンザ（高齢者）予防接種
- ② 高齢者用肺炎球菌予防接種

第4 協力する医療機関

- 1 栃木県医師会の会員等で本事業に賛同する医療機関の管理者は、管理する医療機関（以下「接種協力医療機関」）が予防接種に協力する旨を記載し、本事業に参加する市町長との契約締結に関する権限を委任する旨の「委任状」（別紙1）を指定された期間内に郡市医師会又は大学医師会等を通じて栃木県医師会長に提出する。
- 2 接種協力医師は、第3に規定する対象予防接種のうち接種可能な予防接種について実施する。

第5 居住する市町長の実施する定期予防接種としての取り扱い

接種希望者が、本事業に参加する他の市町長の実施する定期予防接種期間内に予防接種を受けた場合は、その予防接種は居住する市町長の実施する定期予防接種となるものとする。

第6 接種の手続き

- 1 接種希望者は、居住する市町の予防接種担当課に本事業での接種を希望する旨を連絡した上で、接種協力医療機関に接種の申し込みをする。
- 2 接種協力医療機関は、接種希望者からの申し込みがあった時は、居住している市町を確認した上で予約を受け、接種当日にも、健康保険被保険者証等により、居住している市町および被接種者本人であることを確認する。接種に協力する医師は相互乗り入れ用（県内統一）、または市町作成の予診票により予診を行った後、接種を行うものとする。
- 3 接種協力医療機関は、接種後母子健康手帳に必要事項を記載して被接種者に交付する。

また、居住する市町長の公印押印済みの接種済証用紙が交付されている場合は、接種済証に必要事項を記載して被接種者に交付する。

第7 予防接種による健康被害等への対応

- 1 接種協力医療機関は、被接種者に予防接種による副反応を認めた場合は、必要な処置などを行うとともに、被接種者の居住する市町長に報告する。
- 2 予防接種による健康被害の救済措置は、予防接種法第15条により、被接種者の居住する市町長が対応する。

第8 委託料

- 1 委託料は、市町長が設定した市町長負担額とし、ワクチン費用、接種手技料、消費税等を含むものとする。
- 2 市町長は、毎年度「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表」（別紙2-1）を作成し、栃木県保健福祉部感染症対策課に提出する。
- 3 市町区域内での予防接種が集団接種の場合、その市町長は新たに本事業の実施に係る個別接種料金を設定する。
- 4 栃木県保健福祉部感染症対策課は、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金一覧表（インフルエンザ（高齢者））」（別紙2-2）、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金一覧表（高齢者用肺炎球菌）」（別紙2-3）を作成し、別紙2-1の写しとともに栃木県医師会に提出する。
- 5 栃木県医師会は、別紙2-1、別紙2-2及び別紙2-3を郡市医師会又は大学医師会を経由して各接種協力医療機関に配布する。

第9 契約

- 1 現在行われている市町長と予防接種に協力する医師（又は、接種に協力する医師の代理人としての郡市医師会の長）等との契約が優先され、これとは別に本事業の実施に係る契約を締結する。
- 2 栃木県医師会会長は、毎年度、各市町長との間で本事業に係る契約を取り交わすとともに、本事業に係る「接種協力医療機関名簿」（別紙3）の総括表を作成し、栃木県保健福祉部感染症対策課及び各市町に配布する。

第10 委託料の支払い

- 1 接種協力医療機関の長は、実施月分の「請求書及び実績報告書」（別紙4）（以下「請求書」という。）に予診票を添付して、契約書に定める期日までに被接種者の居住する市町長へ送付する。
- 2 市町長は正当な請求書を受理した場合は、契約書に定める期日までに支払うものとする。

第11 連絡調整

本事業に関する各市町及び栃木県医師会との連絡調整等は、栃木県保健福祉部感染症対策課において行う。

- （附則） この要領は、平成24年12月10日から施行する。
- （附則） この要領は、平成26年10月1日から施行する。
- （附則） この要領は、平成28年10月1日から施行する。
- （附則） この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- （附則） この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- （附則） この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- （附則） この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- （附則） この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- （附則） この要領は、令和5年4月1日から施行する。